

7月定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月23日（火）午前10時～10時30分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 2階 第1・2講習室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会 長 原田 秀一
委 員 内山 信行、江本 政彦、河崎 貫一郎、正司 浩幸、
村田 信男、磯部 恵子、河村 守浩、関谷 利彦、
原野 英雄、野村 文雄、富永 茂巳、阿部 利男、
岡田 保子、壹岐 浩二、大草 知子
・・・（16人）
4. 欠席委員 職務代理 上田 直樹
委 員 縄田 加奈江（2人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 事業計画変更承認について
議案第6号 農用地利用集積計画（案）の審査について

第3 報告事項
報告第1号 農地所有適格法人報告書について
報告第2号 農地等の利用状況報告書（一般法人用）について
6. 事務局 藤原局長、石川局長補佐、高瀬係長

議 長： 定刻となりましたので、7月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は16人です。
欠席は2名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。
本日の議事は、議案第1号から第6号までの付議事項33件及び報告事項2件となります。
以上で報告を終わります。

議 長： 本日の委員18人中16人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
旧市地区の江本委員、厚南地区の河崎委員をお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

（質問、意見なし）

議 長： それでは、これより議事に入ります。
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 議案書は 1 ページの東岐波地区の議案、14 番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 東岐波地区の 1 件について、質問、意見等ありますか。
(質問、意見なし)

議 長： 東岐波地区よろしいですか

正司委員： 問題ありません。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の 1 件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、14 番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事 務 局： 議案書は 3 ページの西岐波地区の議案、15 番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 西岐波地区の 1 件について、質問、意見等ありますか。
(質問、意見なし)

議 長： 西岐波地区よろしいですか

村田委員： はい。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の 1 件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、15 番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事 務 局： 議案書は 5 ページの旧市地区の議案、16 番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 旧市地区の 1 件について、質問、意見等ありますか。
(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区よろしいですか

内山委員： 問題ありません。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の１件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、１６番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事 務 局： 議案書は７ページの厚南地区の議案、１７番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 厚南地区の１件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚南地区よろしいですか

河崎委員： はい。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の１件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、１７番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事 務 局： 議案書は９ページの厚東地区の議案、１８番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 厚東地区の１件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚東地区よろしいですか

河村委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。厚東地区の１件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、１８番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は11ページの小野地区の議案、19番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長： 小野地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 小野地区よろしいですか

野村委員： はい。

議長： 採決に入ります。小野地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、19番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は13ページの万倉地区の議案、20番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長： 万倉地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 万倉地区よろしいですか

阿部委員： はい。問題ありません。

議長： 採決に入ります。万倉地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、20番は、許可します。
次に、議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は15ページの吉部地区の議案、6番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 吉部地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 吉部地区よろしいですか

岡田委員： はい。

議 長： 採決に入ります。吉部地区の１件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、６番は、許可します。
次に、議案第３号、農地法第５条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 議案書は１７ページ、１９ページの東岐波地区の議案、４０番、４１番について説明します。２件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 東岐波地区の２件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 東岐波地区よろしいですか

正司委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の２件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、４０番、４１番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事 務 局： 議案書は２１ページから２８ページの西岐波地区の議案、４２番から４５番まで４件あります。４件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 西岐波地区の４件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 西岐波地区よろしいですか

村田委員： はい。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の４件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、４２番から４５番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は29ページ、31ページの旧市地区の議案、46番、47番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、46番については関連して議案第5号事業計画変更の1番があわせて提出されていますので、申し添えます。以上です。

議長： 旧市地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 旧市地区よろしいですか

内山委員： はい。

議長： 採決に入ります。旧市地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、46番、47番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は33ページから42ページまでの厚南地区の議案、48番から52番まで5件あります。5件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 厚南地区の5件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 厚南地区よろしいですか

河崎委員： はい。

議長： 採決に入ります。厚南地区の5件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、48番から52番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は43ページ、45ページの厚東地区の議案、53番、54番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 厚東地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 厚東地区よろしいですか

河村委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。厚東地区の２件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、５３番、５４番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事 務 局： 議案書は４７ページ、４９ページの万倉地区の議案、５５番、５６番について説明します。２件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 万倉地区の２件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 万倉地区よろしいですか

阿部委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。万倉地区の２件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、５５番、５６番は、許可します。
次に、議案第４号、非農地証明申請について、一括して上程します。
事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 議案書は５１ページから６４ページの議案、３４番から４０番までの７件です。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第５号、事業計画変更申請について上程します。
事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 議案書は６５ページの議案、１番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。

先に説明しました議案第3号転用許可申請の46番に関連して、貸駐車場を目的に許可を受けたものの、管理が困難であるため譲受人が事業継承者として貸駐車場を整備することとして事業計画を変更することから、所要の手続きを行うものです。以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： それでは採決に入ります。本件について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、本件について承認することとします。
次に、議案第6号、農用地利用集積計画(案)の審査について、上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は67ページから75ページまでです。本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
東岐波、西岐波、厚東、二俣瀬、小野、船木の委員さん、よろしいでしょうか。

河村委員： ちょっと厚東地区の新規の借り手について聞きたいのですが、こちらの営農計画等についてわかることがあれば教えてください。

事務局： ●●●●●●●●は不動産関係の会社ですが、今後農業の方にも進出していき
たいという意向があるようです。営農については、ビニールハウスを設置してそ
こでトマトもしくは苺などの栽培を考えているようです。

実際の営農方法は●●●●●●●●は新規就農者でございますので、農業関係
を支援する会社と提携を結んで、その専門家の指導の下、土壌、水など栽培方法
全て、その会社からの指示及び支援を受けながら、実際の作業は●●●●●●●●
●の従業員が行っていく予定のようです。以上です。

河村委員： 指導者は大学出の素晴らしい方が入ってこられて、上手くやっていってくれる
とは思いますが、あまりにも急に農業をされるということなので、また何かこれ
に対して詳しいことが分かれば教えてください。

議長： これ、オランダ式の農業施設を創るという話を聞いたのですが、コンクリー
トを張ったりするのですか。

事務局： コンクリートを張るかどうかは確認が取れていませんので、また情報が入り次
第お知らせしたいと考えています。以上です。

議 長： オランダ式を入れるということになると、結構水を多く使うので、排水の面が少し気になります。これは一つの企業としての形態でやるわけけれども、その排水は事業所排水なのか農業排水になるのか、また、事業所排水であれば窒素量等の基準があると思うので、それらの基準に触れることはないのか、その辺の所を調べておいてください。

これから先、周辺農地に迷惑をかけたら困るし、周辺の農家に対して農業支援というのを依頼されると思うので、農業委員会として注意していかないといけないと私個人的には思っている。

事 務 局： はい。また詳しい情報が入り次第お知らせ致します。

議 長： はい。宜しくお願い致します。

議 長： それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第6号は原案どおり決定します。
付議事項は終わりました。
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 総会報告事案は2件あります。順に説明いたします。
報告第1号、議案書は76ページから78ページです。市内に事業所を有する農地所有適格法人から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。
次に報告第2号、議案書は79ページです。市内に事業所を有する一般法人から農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しです。
以上です。

議 長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程等について連絡)

議 長： すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、7月定例総会を閉会します。

(終了時間 10:30)